

中標津町給水装置工事標準仕様書

(平成 14 年 2 月)

総 則

1. この仕様書は、中標津町水道事業指定給水装置工事事業者規則第3条に規定する中標津町給水工事標準仕様書（以下「標準仕様書」という。）に適用するものとする。
2. この標準仕様書でいう給水装置とは、水道事業管理者の管理する配水管又は、中標津町水道事業給水条例第4条第1項及び、第2項に規定する既設の給水装置（以下「既設共用給水装置」という。）から分岐して設けられた給水管及び、これに直結する給水器具をいう。
3. 指定給水装置工事事業者（以下「指定業者」という。）が施工した給水装置の工事の保証期間は工事検定後1年間とする。
4. この標準仕様書でいう給水装置の工事とは、給水装置の新設、改造、修繕、及び撤去等の工事（以下「工事」という。）をいう。
5. 工事に伴い、他の権利を有する者との間に利害が生じる場合は、事前に他の権利を有する者の同意書を町長へ提出するものとする。
6. 工事により、道路及び河川の占用を行わなければならないときは、関係官庁及び町と充分な協議をし、必要な諸手続きを迅速に行わなければならない。

調査・設計

1. 調査

指定業者は、工事の申込みを受けたときは、工事の設計（以下「設計」という。）に必要な事項について事前に十分な調査を行い、工事申込み者又は給水装置の所有予定者と綿密な打合せを行ってから設計に当たるものとする。

又、給水装置工事承認申請書（以下「申請書」という。）に必要な事項についても事前に調査すること。

2. 設計

指定業者は、水道法、水道法施行令並びにこれらの関係法令、中標津町水道事業給水条例及び、同施行規則、中標津町給水工事設計施工要綱を尊守し経済的で維持管理が容易な設計を常に心がけるものとし、次の事項を検討して設計に当たるものとする。

- (1) 分岐しようとする町管理の配水管又は、既設共用給水装置の管種、管径、水圧及び、給水能力
- (2) 使用する器具の用途別使用水量とその同時開栓数又、業態別使用水量等
- (3) 必要水量に応じた管径
- (4) 用途別の水道料金

- (5) 直結給水及び、受水タンク式給水
- (6) メーター器（メーターボックス）及び、止水栓の設置位置
- (7) 給水栓（水抜栓）の設置位置
- (8) 屋内配管の水抜方法
- (9) 道路復旧及び、工事支障物件の復旧
- (10) 給水管の建物直下の埋設に対する維持管理及び点検口の可否
- (11) その他、必要と思われる事項については、上下水道課と協議すること。

作 図

- 1. 平面図は、日本水道協会北海道地方支部給水工事図表示記号表を用い、縮尺は、100分の1から500分の1の範囲とし、最低限、方位・管種・管径・延長・メーターボックス位置・止水栓位置・給水栓位置を表示する。
 - (1) 建物の位置（黒で書く）
 - (2) 給水栓の取付位置、管の布設位置、材料器具の種別（赤で書く）
 - (3) 道路の種別（黒で書く）
 - (4) 公私有地及び、隣接敷地の境界線（黒で書く）
 - (5) 配水管の種類・管径、既設共用給水装置（青で書く）
 - (6) 埋殺管（緑で書く）
- 2. 位置図は、4戸以上の周りの住宅とその居住者の名前、道路の条丁目を入れること。又、配水管管網図により、工事箇所を明確にしたものとする。
- 3. 立面図は、アイソメトリック法により作図し、縮尺は現実の寸法に關係なく判別しやすいうように表すこと。
- 4. その他、必要と思われる事項については上下水道課と協議すること。

使 用 資 材

工事に使用する資材については、水道法施行令第4条及び省令にさだめられかつ、性能基準適合を得たものとする。ただし、中標津町水道事業給水条例第10条により、配水管への取付口から水道メーターまでの間の、給水管及び給水用具について、その構造及び材質を指定する。なお、営農用にかかる特殊な用具については、上下水道課と協議すること。

- 1. 配水管への取付口から水道メーターまでの間の、給水管及び給水用具
 - (1) 呼び径50mmまでは、水道用ポリエチレン軟質1種2層管とし、継手は水道用ポリエチレン管冷間継手を使用するものとする。呼び径75mm以上については、水道用ゴム輪形硬質塩化ビニール管及び、水道用ゴム輪形硬質塩化ビニール管継手又は、水道用ダクタイル鉄管（K型3種）及び、水道用ダクタイル鉄異形管を使用するものとする。

(2) 地下に石油等（灯油・ガソリン・ペイント・シンナーなど）が浸透する恐れのある場所では配管用ステンレス鋼鋼管及びステンレス鋼鋼管用ネジ継手を使用すること。

(3) 分水栓

水道用ボール式サドル付分水栓とする。

(4) 止水栓

屋外埋設部分については、呼び径 25mm から 40mm 迄は水道用ロット付甲止水栓、呼び径 50mm 以上は、水道用仕切弁を使用すること。

(5) メーターBOX

中標津町給水装置工事標準図のメーターBOXと同形のものとし、大型メーターについては、町が認めたコンクリート製BOXとする。

(6) 水道メーター

水道事業については、口径 20mm 以下については、町が支給する。ただし、口径 25mm 以上については、水道使用者等の負担とする。

営農用水については、口径 20mm 以下及び農業経営者用については、町が支給する。ただし、口径 25mm 以上については、水道使用者等の負担とする。（農業経営者用は口径にかかわらず町が支給する。）

上記の水道事業及び営農用水について、水道メーターの設置にかかる費用は水道使用者等の負担とする。

(7) 水抜装置

中標津町型不凍水抜栓を使用すること。

（性能指針は別添に示す。）

1. 施工計画

指定業者は、施工前に次の事を確認してから工事に着手しなければならない。

- (1) 着手時期（工事工程を考慮し、上下水道課に設計審査を受ける。）
- (2) 利害関係人（土地の占用、支管などの同意書）
- (3) 官民境界、隣接地との境界及び、境界杭の有無
- (4) 分岐をしようとする配水管又は、既設共用給水装置の位置及び、深さ
- (5) 工事をしようとする給水装置の位置

2. 施工

- (1) 屋外埋設管の埋設深度は、土被りで 1.4m とする。
- (2) 本人掘削の場合も、埋設深度については指定業者において責任施工とする。
- (3) 道路に縦断的に布設する場合には、できるだけ維持管理に支障のないようにすること。
- (4) 道路の横断、あるいは宅地内を布設する場合、障害物がないときは埋設管を斜めに布設してはならない。
- (5) 埋設管は、建築物の下にならないように布設することを原則とし、将来の維持管理に支障とならないようにすること。
- (6) 埋戻土は、良質な土を用い、掘削底面から 30cm は人力で十分に締固め、それ以上はタンパー等で一層のまき出し厚を 30cm とし、5 往復以上転圧し降雨等による沈下がおこらないようにすること。
- (7) 道路内又は、他の土地に埋設する場合は、土被り 0.6m の位置に埋設表示テープを布設すること。
- (8) 各継手部は入念に施工し、漏水のないようにし、万が一、後年において不良施工による漏水が発見された時は、修理費用及び、損失水費について、当該工事を施工した指定業者が弁償するものとする。
- (9) 工事後の現場は美観を損なわないように整理整頓し、残土については速やかに処分すること。
- (10) 冬期間における施工については、埋戻土に雪及び、凍土が混入しないよう注意すること。

3. 水栓の施工について

- (1) 既設分水栓に隣接して分水する場合は、既設分水栓より 30cm 以上離すこと。
- (2) 配水管の土被りが 1.4m 以下の場合は、分水マットを施工すること。

- (3) 分水作業は配水管又は、既設共用給水装置に損傷を与えないよう慎重に施工すること。
- (4) 断水切替え作業を行う場合は、上下水道課と事前に協議し、断水時間、断水範囲を検討の上、上下水道課の指示に従い断水区域内受益者に周知徹底をすること。

4. 給水栓の施工について

- (1) 給水栓は、操作と修理とを考慮し設置位置を決定すること。
- (2) 給水栓は、建物内壁より 1.0m 以上内側へ設置しないこと。止むなく 1. 0m 以上内側へ設置する場合は、ピット及び点検口を設けること。
- (3) 給水栓の排水口付近は、地質を問わず必ず切込砂利（碎石 0～40mm）に おきかえること。
- (4) 3 方弁式の排水管は、間接配管にすること。

5. 室内配管の施工について

給水配管は原則として減圧弁設置位置より手前から分岐する事。

メーター器について

1. メーター器（メーターBOX）の設置について

- (1) 給水装置には、1世帯又は、1箇所ごとにメーター器をとりつけることを原則とするが、それによりがたい場合は、上下水道課と協議すること。
※「1世帯」とは、おおむね家事用に使用する場合の基本単位であって、現実に生活を営む住居において生計を同じにする者の集団の単位をいう。
「1箇所」とは、一般住宅以外の営業所・事務所・工場・劇場等世帯観念で把握出来ない建物の場合をいう。
- (2) 新設工事の場合は、必ずメーターBOXを設置すること。
但し、建物の構造上それによりがたい場合は、上下水道課と協議すること。
- (3) 水道料金の算定が、家庭用とそれ以外に区別されることとなる使用形態の場合は、系統別にメーター器を取付けること。
- (4) 新設工事及び、メーター器の口径を変更する増改設工事には、新しいメーター器及び、メーターBOXを設置すること。
- (5) 水洗化工事及び、増改設工事の時、検定満期を過ぎたメーター器は取替えること。

- (6) 水洗化工事及び、増改設工事で、メーターBOXが設置されていないときは、メーターBOXを設置すること。

※上記(4)(5)(6)については、口径25mm以上のメーター器の場合は、上下水道課と事前に協議すること。

- (7) FRP製メーターBOXの設置については、建物基礎及び、構造物より1.0mの間隔を確保すること。又、FRP製メーターBOXが数個並ぶ場合も、各メーターBOXの間隔を1.0m以上とする。
- (8) メーターBOX内には、硬質ポリエチレンフォーム等を入れ、断熱をすること。
- (9) メーター器を設置する際、必ず取付方向の指示通り設置すること。逆付けをおこなった場合は、ただちに新しいメーター器と取替えること。又、そのときのメーター器代については、逆付けをおこなった指定業者が弁償するものとする。

2. メーター受信器（メーターポール）の設置について

- (1) メーターポールの設置に際しては、落雪の影響、車の出入り等損傷される恐れのある場所は避けること。又、メーターの検針に支障となる場所に設置すること。
- (2) マンション、集合住宅等2個以上のメーター器がつく場合は、上下水道課職員立会いの上、結線の調整を行うこと。

3. メーター器の出庫手続きについて

- (1) メーター器が必要の場合は、在庫等の関係から2日以上前に申し出ること。
- (2) メーター器を受領するときは、必ず出庫伝票を提出すること。
- (3) 受領したメーター器は、破損しないように保管・取扱いし、破損した場合は、指定業者の費用負担により町が再出庫する。
- (4) メーター器を設置した後、（水道使用の手続）をするよう水道使用者等へ周知すること。

既設井水配管の流用について

- 1. 既設井水配管を、給水装置として流用する場合は、次の通りとする。
 - (1) 埋設管はクロスコネクションの危険性を排除するため定められた構造及び材質に交換する。
 - (2) 室内配管及び器具については点検を行ない給水器具として使用できる場合については、現況のまま使用することもできる。ただし、水の抜けない配管等は、改良すること。なお、既設の水抜栓の下流部に必ず逆止弁を設置すること。

しゅん工後の工事検査

1. 給水工事完成書類（竣工図、工事写真、その他必要書類）は、工事完了後すみやかに提出し、町の工事検査を受けること。
2. 町の工事検査に先立ち給水装置工事主任技術者は別表1. 1～2の内容にて書類及び現地の確認を行うこと。
3. 屋外埋設配管及び内部隠ぺい配管については写真確認となるため、常に鮮明な撮影を行うこと。

1. 工事検査において確認する内容

表-1. 1

検査項目	検査の内容
位置図	<ul style="list-style-type: none"> 工事箇所が確認できるよう、道路及び主要な建物等が記入されていること。 工事箇所が明記されていること。
平面図及び立体図	<ul style="list-style-type: none"> 方位が記入されていること。 建物の位置、構造がわかりやすく記入されていること。 道路種別等付近の状況がわかりやすく記入されていること。 隣接家屋との境界が記入されていること 分岐部のオフセットが記入されていること。 平面図と立体図が整合していること。 隠ぺいされた配管部分が明記されていること。 各部の材料、口径及び延長が明記されており、かつ、①及び②が遵守されていること。 <ul style="list-style-type: none"> ①給水管及び給水用具は、性能基準適合品が使用されていること。 ②構造・材質基準に適合した適切な施工方法がとられていること。 (水の汚染・破壊・侵食・逆流・凍結防止等の対策の明記)

表-1.2

検査種別及び検査項目		検査の内容
屋外の検査	1. 分岐オフセット	・正確に測定されていること。
	2. 水道メーター メーターボックス 止水栓	・水道メーターは、逆付け、片寄りがなく、ボックス内に所定の深さで、水平に取付けられていること。 ・検針、取替に支障がないこと。 ・水道メーター取付板にオフセット標示板が取付けられていること。 ・止水栓の操作に支障がないこと。 ・止水栓は、逆付け等がないこと。
	3. 埋設深	・所定の深さが確保されていること。
	4. 管延長	・竣工図面と整合すること。
	5. 筐・枠類	・傾きがないこと、及び設置基準に適合すること。
	6. 止水栓	・スピンドルの位置がボックスの中心にあること。
配管	1. 配管	・延長、給水用具等の位置が竣工図面と整合すること ・配水管の水圧に影響を及ぼすおそれのあるポンプに直接連結されていないこと。 ・配管の口径、経路、構造等が適切であること。 ・水の汚染、破壊、侵食、凍結等を防止するための適切な措置がなされていること。 ・水抜きのための、配管勾配、空気弁、末端バルブが適正に配置されていること。 ・逆流防止のための給水用具の設置、吐水口空間の確保がなされていること。 ・クロスコネクションがなされていること。
	2. 接合	・適切な接合が行なわれていること。
	3. 管種	・性能基準適合品の使用を確認すること。
給水用具	1. 給水用具	・性能基準適合品の使用を確認すること。
	2. 接合	・適切な接合が行なわれていること。
受水槽	1. 吐水口空間	・吐水口と越流面等との位置関係の確認を行うこと
性能検査		・通水した後、各給水用具からそれぞれ放流し、メーター経由の確認及び給水用具の吐水量、動作状態などについて確認すること。
耐圧試験		・一定の水圧による耐圧試験で、漏水および抜けなどのないことを確認すること。
水質の確認		・残留塩素の確認を行うこと。